

郡山市不当要求行為等の排除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の事務事業及び職員に対するあらゆる不当要求行為等に対し、組織的な対応方法を定めることにより、当該事案に適切に対処し、もって市民及び職員の安全並びに公務の円滑かつ公正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為、脅迫行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 書面、街宣活動等により業務を妨害する行為
- (5) 庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに市の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為
- (6) 市が行う許認可に関し、特定の者に対して、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為を要求する行為
- (7) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不当な行為を要求する行為
- (8) 市が行う処分に関し、当該処分の名あて人となる者に対して、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為を要求する行為
- (9) 寄付金、賛助金その他名目のいかんを問わず金品等を供与する行為を要求する行為
- (10) 法令等に違反し、債務の全部若しくは一部の免除又は履行を猶予する行為を要求する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定に違反する行為を要求する行為

(不当要求行為等排除対策委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の防止に関する基本となるべき対策事項を審議するため、郡山市不当要求行為等排除対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対策事項の審議
- (2) 不当要求行為等の未然防止及び啓発に係る事業
- (3) 警察その他の関係機関との連絡調整
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(委員会の組織等)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には郡山市副市長の事務分担に関する規則（平成20年郡山市規則第6号）第2条に規定する総務部に属する事務を担当する副市長を、副委員長にはその他の副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(相談員)

第7条 不当要求行為等をする者に対し、職員が適切に対応できるよう支援するため、不当要求行為等対策相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、人格識見が高く、社会的信望があり、暴力行為の取り締まり等の業務に精通している者であることを基準として、市長が選考により会計年度任用職員として任命する。

3 相談員の定数は、1名とする。

4 相談員の任期は、1年とする。

5 相談員は、再任されることができる。

(相談員の業務内容)

第8条 相談員の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 不当要求行為等が発生したとき又は発生するおそれがある場合において、所属長の要請に応じ、その場に職員と同席し、当該行為者に対応をすること。

(2) 不当要求行為等の対応について、所属長の依頼に応じ、指導及び助言を行うこと。

(3) 不当要求行為等に係る庁内の研修、学習会等の講師又は助言者となること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、前条第1項に規定する支援に必要と認められること。

(相談業務等の要請手続)

第9条 相談員に対する前条第1号の要請又は第2号の依頼は、不当要求行為等対策相談要請・依頼書（第1号様式）により所属長が総務部防災危機管理課長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該所属長が口頭により直接、相談員に対し当該業務の要請又は依頼をすることができる。

2 所属長は、前項ただし書の規定により要請又は依頼をした場合においては、速やかに要請又は依頼をした旨及び内容を総務部防災危機管理課長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(対策責任者)

第11条 所属長を、不当要求行為等対策責任者（以下「対策責任者」という。）とする。

2 対策責任者は、次に掲げる事項を担当する。

(1) 委員の指揮のもと日常的な予防策の徹底、所属職員の訓練、不当要求行為等発生時の指示等を行うこと。

(2) 職場等において不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認められる場合に、迅速に必要な措置を講じること。

(不当要求行為等への対処)

第12条 職員は、不当要求行為等が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、委員会が定めた対応方針等に従い、適切に対処するとともに、速やかに対策責任者に報告しなけ

ればならない。

2 対策責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、適切な措置を講じるとともに速やかに直属の上司である委員に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、第7条第1項の規定による相談員の要請若しくは依頼又は警察その他の関係機関に通報するなどの措置を講じた後に報告するものとする。

3 委員は、不当要求行為等の把握に努め、前項の規定による報告を受けたときは、適切な措置を講じるとともに不当要求行為等報告書（第2号様式）により、速やかに委員長に報告しなければならない。

（援助）

第13条 市長は、職員がその正当な職務行為に起因して、不当要求行為等の行為者等から職場の内外で不当な権利侵害を受けることがないように、必要な配慮をするとともに、警察、弁護士その他の関係機関への連絡等の必要な援助を行うものとする。

（庶務）

第14条 委員会及び相談員に関する庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、環境部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設部長、都市構想部長、会計管理者、上下水道局長、教育総務部長、学校教育部長、議会事務局長

第1号様式（第9条関係）

不当要求行為等対策相談要請・依頼書

年 月 日

防災危機管理課長

_____長

要請又は依頼の別	<input type="checkbox"/> 同席、応対の要請 <input type="checkbox"/> 対応相談の依頼
業務実施の日時	年 月 日 時～
同席又は相談の場所	<input type="checkbox"/> 当該課内 <input type="checkbox"/> 防災危機管理課の指定場所 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： _____）
要請・相談の概要	
摘 要	

第2号様式（第12条関係）

不当要求行為等報告書

年 月 日

郡山市不当要求行為等対策委員長

報告者 所属 _____
 氏名 _____

発 生 日 時	年 月 日 ()		
発 生 場 所			
対 応 者 職 氏 名	(1)	(2)	(3)
相 手 方	組織・団体名等		連絡先
	氏 名	(1)	(2)
	人 相		(3)
	服 装		
	特 徴		
	年 齢		
不 当 要 求 行 為 等 の 内 容			
対 応 状 況			
備 考			

※ 名刺等がある場合は、写しを添付すること。